

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月25日(木) 午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	石井康三	(会長代理)	7番	樹森信雄	(会長)
2番	川野辺辰美		8番	澁澤吉明	
3番	野口啓子		9番	奥澤文夫	
5番	増田一幸		10番	渋沢真弘	
6番	漆原利征		11番	増田利夫	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について(農用地区域からの除外)

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 岡田隆史
係長 清水信吾
主事 石川諒太 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、7月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	9番 奥澤文夫委員、10番 渋沢真弘委員のご兩人にお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知はございません。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果
報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
	ご説明いたします。
	受付番号271号では、譲受人は、先月の議案で5条の申請をし、
	自己用住宅敷地として許可を受けました。この許可を受けた住宅敷地
	の隣にわずかな農地があり、ここを取得して自家消費野菜を作付け
	するものです。譲渡人は農業経営規模縮小から、譲受人へ売買を行う
	ものです。申請農地は、譲受人が住宅敷地として許可を受けた敷地の
	すぐ隣に位置しております。申請の事由は、自家消費野菜作付けで
	あり、本案件については問題ないと思われます。
	そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと
思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して	
いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
2番	受付番号271号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等
	の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 農地取得後は、耕作いたします。
	2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。
	1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用
	3) 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、
	付近の農地等に被害を与えません。
以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。	
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)

	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「起立」願います。
	(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。
	272号では、自己用住宅を拡張するものです。
	申請人は相続で取得した市内の土地と住宅に居住していますが、住宅の老朽化に伴い建て替えを検討しました。しかし費用の問題から、現在の住宅と土地を売却し、相続で取得した今回の申請地へ移転して新たに自己用住宅を建築するため、本申請をするものです。
	農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
8番	受付番号272号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、両親から相続した実家で生活しておりますが、建物の劣化が気になり、将来、自宅を新築したいと考えていました。そこで、母から、相続した土地で新居を建て、家族ともども安全に過ごしたく申請しました。現在の居住地のすぐ隣のため、今までの生活圏を変えないこと、安心して生活できると考えております。周辺の市街化区域や市街化調整区域非農地も検討しましたが、適地がありませんでした。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。

(議案第3号)	ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
	事務局
	事務局より説明いたします。
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。
ここで1点訂正事項がございます。受付番号273号ですが、申請の代理人から取り下げの申請がありました。このため273号は省略し274号からの審査といたしますので、よろしく願いいたします。	
274号では、駐車場を設けるものです。	
譲受人は、市内で自動車販売の営業所を営んでおりますが営業実績を上げており、営業所の業務改善として新車並びに中古車を展示する駐車場を設けるために本申請地を申請するものです。	
農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地でその規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。	
275号では、自己用住宅を設けるものです。	
譲受人は現在実家に居住していますが、子供の成長で手狭になったため、住宅の建築を決めました。そこで土地を探したところ、本申請地を見つけ、申請をするものです。	
農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。	
第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われれます。	
276号では、駐車場を設けるものです。	
譲受人は現在、市内のアパートに居住していますが、子供の成長で手狭になったため、住宅の建築を決めました。そこで土地を探したところ、本申請地を見つけ、申請をするものです。	
農地の区分については、南羽生駅から1km圏内に位置する「第2種農地」と判断しました。	
277号では、太陽光発電施設を設けるものです。	
譲受人は東京都に本社を置く、太陽光発電を主に行う企業です。	
今回、必要最低限の面積や日照時間を確保でき、周辺農地に影響がない土地を探したところ、本申請地を見つけ、申請をするものです。	

	<p>農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地でその規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。</p> <p>280号では、自己用住宅を設けるものです。</p> <p>申請人は市外のアパートに居住していますが、手狭になったことを機に住宅の建築を計画しました。父に住宅建築を相談したところ、父所有の本申請地を借り受けることができるようになり、申請をするものです。</p> <p>農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われます。</p> <p>そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
5番	<p>受付番号274号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>近年、軽自動車の需要が多く、修理販売業を行う当社及び羽生営業所の営業実績も好調です。営業所より新車・中古車を展示する駐車場の新設課題を受け、候補地を探した結果、申請地を賃貸借契約により利用できる話がまとまったため申請するものです。申請地の面積や地形から課題達成には至りませんが、主要幹線道路沿いの営業所が近くに位置することから、期待しております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
1番	<p>受付番号275号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、建築可能な土地を所有しておらず、実家の両親、妻、子と暮らしておりますが、子どもが大きくなり、手狭になったので専用住宅の建築を決めました。実家近辺の市街化区域で探したところ見つからず、市街化調整区域に広げたところ本申請地を見つけたため申請に及ぶものです。近隣に小学校もあり、将来何かと便利などところだと考えています。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

3番	<p>受付番号276号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市内のアパートで生活しておりますが、子どもも大きくなり手狭になるため、新居を建築可能な土地を探していました。市街化区域で探しましたが、見つからなかったため市街化調整区域を探したところ、条件に合う土地を譲っていただけることとなりました。</p> <p>近くに小学校もあり、子どもが生活していくにも便利な場所で、生活していくにも不安はないと考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
11番	<p>受付番号277号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>申請地を選定したのは必要最小限の面積を確保でき、効率よく日照が確保でき、周辺農地に影響がないためです。条件に合い、申請地は農地として耕作を引き継ぐ人もいないことから、再生可能エネルギーの用地として活用していこうと考えています。</p> <p>次に誓約書を朗読いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。 2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。 3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。 4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。 5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。 <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>続けて、受付番号280号について調査報告いたします。まず議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市外の借家で生活してしますが、現在の間取りでは手狭になってきました。実家付近の市街化区域や市街化調整区域の農地以外でも探しましたが見つからず、父親に相談したところ、農地ではありますが、借り受けることができ申請するものです。駐車スペースや物置、物干しスペース、子どもの遊び場も確保でき、既存集落とも接続しており、自然環境もよく、宅地として適切と考えています。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑ご発言を願います。
5 番	許可が下りるまではどちらが草刈りを行うのか。また、どのくらいで許可は下りるのか。
事務局	許可が下りるまでは原則地権者が草刈りを行う。許可が下りるまでは何もなければ、申請から1か月半ほど。
議 長	(質疑終了)
(議案第4号)	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。ここで10分間の休憩をはさみ、その後議案第4号の審議に入ります。
	(休憩終了)
	続きまして、議案第4号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。当該、整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律により、羽生市長から意見を求められております。ただし、事案番号4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限等に該当する案件でありますので、審議、採決に際しましては、委員の退席を求めることになります。それでは、事務局である農政課の説明後、各担当委員より調査結果の報告をいただき、慎重なるご審議の程、よろしく願います。
	事務局
	議案第4号 農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。
	本案は令和6年4月に受けました、農用区域からの除外の申し出4件につきまして、農業委員会からの意見をいただくために審議をお願いするものであります。農用区域からの除外は、今後長期間にわたって、農業上の利用をはかるべき地域として設定した農用地区通称青地から、農業以外の土地利用をはかるため、対象となる土地を農用区域から除外する手続きとなります。審議後、その他関係機関からの問題点の指摘がなければ10月に除外手続きが終了となる予定です。農地転用の手続きは11月以降となる予定です。
	事案番号1番は手子林地区の案件で、車両置場敷地拡張です。販売用の重機置き場及び一部お客様駐車場として現在の敷地だけでは不足するため、拡張の計画を行うものです、
	事案番号2番は手子林地区の案件で工場の敷地拡張です。規模拡大に伴い既存敷地だけでは手狭になり、工場敷地の拡張を行うものです。
	事案番号3番は三田ヶ谷地区の案件で、住宅用敷地拡張です。住宅

	<p>建て替えに伴い排水管を新たに設ける部分のための申請と将来既存敷地内に息子用の住宅を建てる計画があり、そのために敷地の分割を行う関係で新たに進入路を設けるにあたっての計画となります。</p> <p>事案番号4番は三田ヶ谷地区の案件で、農家用住宅用敷地拡張です。既に使用している農機具置き場の一部が農地であることが判明したため、これを是正する手続きとなります。</p> <p>今回の農用地区域から除外する農用地面積は4597.41㎡です。また、本案につきましては、農業振興地域整備に関する羽生市運用方針に規定する除外目的要件を満たしております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
10番	<p>議案番号1番について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>該当地の選定理由及び選定の経過について朗読します。</p> <p>昭和49年3月に設立し、自動車修理や中古自動車販売を行っております。売上は着実に伸びている状況です。お客様駐車場の増設と展示場を拡大して展示台数と車種を増やすことが急務となっており現在の自動車置場の隣地の土地所有者から、農業で利用する人がいないので土地を買ってほしいという話があったことから、申請を行います。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
6番	<p>議案番号2番について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>該当地の選定理由及び選定の経過について朗読します。</p> <p>昭和8年に設立・創業しゴム精錬加工業を営んでいます。令和4年1月に5か年の事業計画を策定し、その目標の達成には、小ロットの製造や多品種化の要望に対し、これまで以上に対応できる生産施設の増設が必要であり、生産能力を高める必要があります。</p> <p>しかし、現工場には生産施設を増設する余地がなく、多品種・多様化するお客様の要望に対応するために新工場の建設を計画しました。</p> <p>建設用地の選定には、現工場・倉庫からの材料や製品の移動距離が少なく、故障などの際、直ちに対応できる距離やベテラン従業員の知見や技術的指導等、従業員間の連携の面からも、隣接地に工場があることが最適と考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
9番	<p>議案番号3番について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等</p>

	の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	該当地の選定理由及び選定の経過について朗読します。
	母屋の老朽化に伴い、建替を計画しています。申請地北側の水路に既存配水管が埋設していますが、老朽化が進んでいるため、新たな排水管を設けるための敷地となります。なお、申請地南側に法定外道路からの接道がありますが、将来息子が住宅を建てる計画があるため、今回の建替では敷地を分割する形で許可を取る必要があります、その関係で、新たな通路敷が必要になるため、今回申請するものです。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
	続けて、議案番号4番について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	該当地の選定理由及び選定の経過について朗読します。
	住宅の建替にあたり相談したところ、農地への越境が見つかったため是正を行うように指導が出ました。しかし、農業を営んでいるため車庫等はトラクターなどが入っていて壊せないの、追認を相談した結果、必要面積のみであればよしという回答を得たため、申請を行うものです。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	まずは事案番号1号から3号について、ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第4号農業振興地域整備計画の変更のうち、事案番号1号から3号について、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第4号のうち、事案番号1号から3号について、同意することに決定いたします。
	続きまして、事案番号4号について、ご質疑・ご発言を願いますが先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するため、委員の退席をお願いします。
	それでは事案番号4号について、ご質疑・ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第4号農業振興地域整備計画の変更のうち、事案番号4号について、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。

	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第4号のうち、事案番号4号について、同意することに決定いたします。 それでは、委員の入室をお願いします。
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。
	続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。住宅敷2件、共同住宅敷1件、駐車場敷2件ございました。
	報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定(等促進事業)に係る合意の解約となります。41件ございました。
	報告事項3 農地法の規定による許可一覧についてでございますがこれは県許可のありました6月分でございます。4条が1件、5条が10件ございました。
	続きまして、諸連絡です。
	農地利用状況調査(農地パトロール)についてでございます。こちらは、毎年7月～8月に実施しております。農業委員会の業務の中には、遊休農地の発生防止や解消が必須の業務となっております。農地法では、農地利用状況調査(農地パトロール)として、年に1回、強化月間として、過去の遊休農地が、その後、どのような状況になっているかなど、現在の農地利用の状況の確認・調査を行うものとなっております。
	お手元に、昨年までの農地利用状況の現状を地図に落とす資料をお配りいたしました。資料(地図)をみて頂きますとオレンジ色(赤く)に塗られた箇所がありますが、ここが昨年度までに耕作放棄地となっていた農地の場所です。
	皆様におかれましては、はじめに、この場所が現在、どのような状況か、例えば、畑として使用され、耕作放棄地が解消されているとか、あるいは以前と同様に草が生えたままなのか、など確認をお願いします。
	また、その確認作業をするとともに、その周辺の地域について、新たに耕作放棄地が発生していないかを確認し、来月8月26日の定例会でご提出をお願いいたします。
	そしてみなさんの農地パトロール調査日等の記録をもれなく活動記録簿に記入もお願いします。
	詳しくは、耕作放棄地調査要領及び地図の記入例をご覧ください(凡例で説明)
	調査にあたっては、熱中症に気をつけてください。「頑張りすぎ」は危険です。こまめな水分補給等と休憩をお願いします。
	そして交通事故等に気をつけてください。調査表や地図に集中しすぎると危険です。周囲の状況への注意をお願いします。

	<p>なお、定例会終了後、各担当地区の農業委員、推進委員の皆様でお集まりいただき、調査していただく区域を決めていただければと思います。よろしくお願いします。</p> <p>今月の相談会の担当委員は川野辺辰美委員、野口憲一委員、今西専一委員となります。日程は7月26日金曜日の午後1時30分となっております。</p> <p>続いて来月の相談会の担当委員は、野口啓子委員、井野岡重行委員、奈良原良夫委員となります。日程は8月29日木曜日の午後1時30分となっております。なお、当日の都合がつかない場合は事務局まで連絡をお願いいたします。</p> <p>来月8月の定例農業委員会の日程でございますが、26日の月曜日午後1時30分を予定させていただきます。会議室は、302会議室を予定しておりますので、日程調整のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p> <p>これにて、閉会といたします。</p>

上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 6年 7月 25日

会 長 _____
署名委員 _____
署名委員 _____